

## 「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」及び 「横浜都心機能誘導地区建築条例」の一部改正について

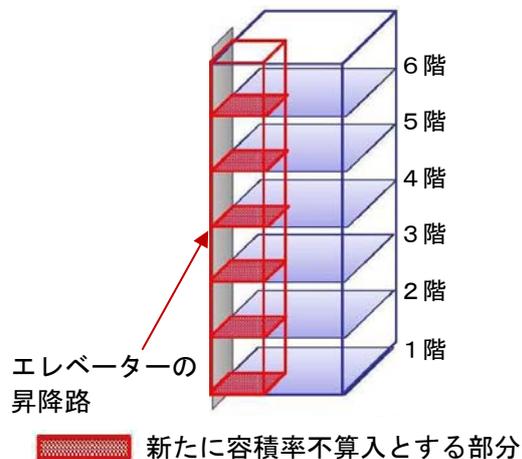
### 1 趣旨

建築基準法及び建築基準法施行令（平成26年7月施行）の一部改正により、バリアフリーの推進の観点やインフラに与える影響が軽微であることから、エレベーターの昇降路について全ての停止階の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないことになりました。

そこで、「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」及び「横浜都心機能誘導地区建築条例」においても、容積率の最高限度を定めていますので、建築基準法と同様にエレベーターの昇降路について全ての停止階の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないよう一部改正を行います。

#### 【容積率制限の合理化】

容積率の算定にあたり、エレベーターの昇降路について全ての停止階の床面積を延べ面積に算入しない



### 2 「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」及び「横浜都心機能誘導地区建築条例」の一部改正の概要

#### (1) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（6条4項、13条2項）

- ア 容積率の算定にあたり、エレベーターの昇降路について全ての停止階の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない規定を追加
- イ 増築、改築時における既存建築物についても同様に緩和規定を追加

#### (2) 横浜都心機能誘導地区建築条例（別表第1備考）

- ア 容積率の算定にあたり、エレベーターの昇降路について全ての停止階の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない規定を追加

### 3 施行予定日

公布の日から施行します。

#### <条例の目的>

##### ◆横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）

地区計画の区域内で建築物の敷地、構造、用途、緑化及び形態意匠等に関する制限について必要な事項を定めることにより、適正な都市機能及び健全かつ良好な都市環境を確保すること並びに良好な景観の形成を図ることを目的としています。

##### ◆横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号）

特別用途地区として都市計画で定める横浜都心機能誘導地区内の建築物の建築及び敷地に関する制限について定めることにより、当該地区の都心機能（業務・商業機能）と居住機能の配置の適正化を図るとともに、都心機能を集積し賑わいを創出することを目的としています。